

活動状況報告

安部芳絵（子どもサポート委員）



本日の流れ

1. 相談活動の状況
2. 権利の侵害を取り除くための申立て等
3. 相談方法と内容の分析



本日の流れ

1. 相談活動の状況
2. 権利の侵害を取り除くための申立て等
3. 相談方法と内容の分析

Ⅰ. 相談活動の状況

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	6 (2.0%)	8 (2.7%)	14 (4.7%)
5月	10 (3.3%)	10 (3.3%)	20 (6.7%)
6月	20 (6.7%)	13 (4.3%)	33 (11.0%)
7月	14 (4.7%)	9 (3.0%)	23 (7.7%)
8月	10 (3.3%)	2 (0.7%)	12 (4.0%)
9月	13 (4.3%)	9 (3.0%)	22 (7.3%)
10月	60 (20.0%)	13 (4.3%)	73 (24.3%)
11月	26 (8.7%)	10 (3.3%)	36 (12.0%)
12月	14 (4.7%)	6 (2.0%)	20 (6.7%)
1月	11 (3.7%)	8 (2.7%)	19 (6.3%)
2月	8 (2.7%)	7 (2.3%)	15 (5.0%)
3月	11 (3.7%)	2 (0.7%)	13 (4.3%)
合計	203 (67.7%)	97 (32.3%)	300 (100.0%)

2023年度 新規相談件数300件
2022年度からの継続件数件66件
総件数 366件

2024年度への継続件数79件

報告書p.8

総活動回数3211回



	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との 活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
令和 5年度	731 (22.8%)	660 (20.6%)	1,391 (43.3%)	659 (20.5%)	558 (17.4%)	1,217 (37.9%)	603 (18.8%)	3,211 (100.0%)
令和 4年度	735 (26.4%)	743 (26.7%)	1,478 (53.0%)	430 (15.4%)	390 (14.0%)	820 (29.4%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)

令和5(2023)年度の新規相談件数は300件であり、過去最高を記録した令和4(2022)年度の367件より減少したものの、委員・専門員の総活動回数は3211回で創設以来最多。

報告書
p.9

それって多いの？少ないの？

世田谷区

世田谷区子どもの人権擁護機関
「せたホッと」

人口 922,561人 2024年7月1日現在

(18才未満約12.6万人)

新規相談件数 300件

総活動回数 3,211件

サポート委員3名

相談・調査専門員5名

※R5年度



名古屋市

名古屋市子どもの権利相談室
「なごもっか」

人口 2,329,438人 2024年7月現在

(18才未満約32万人) 2023.10現在

初回件数 460件

延べ件数 2,067件

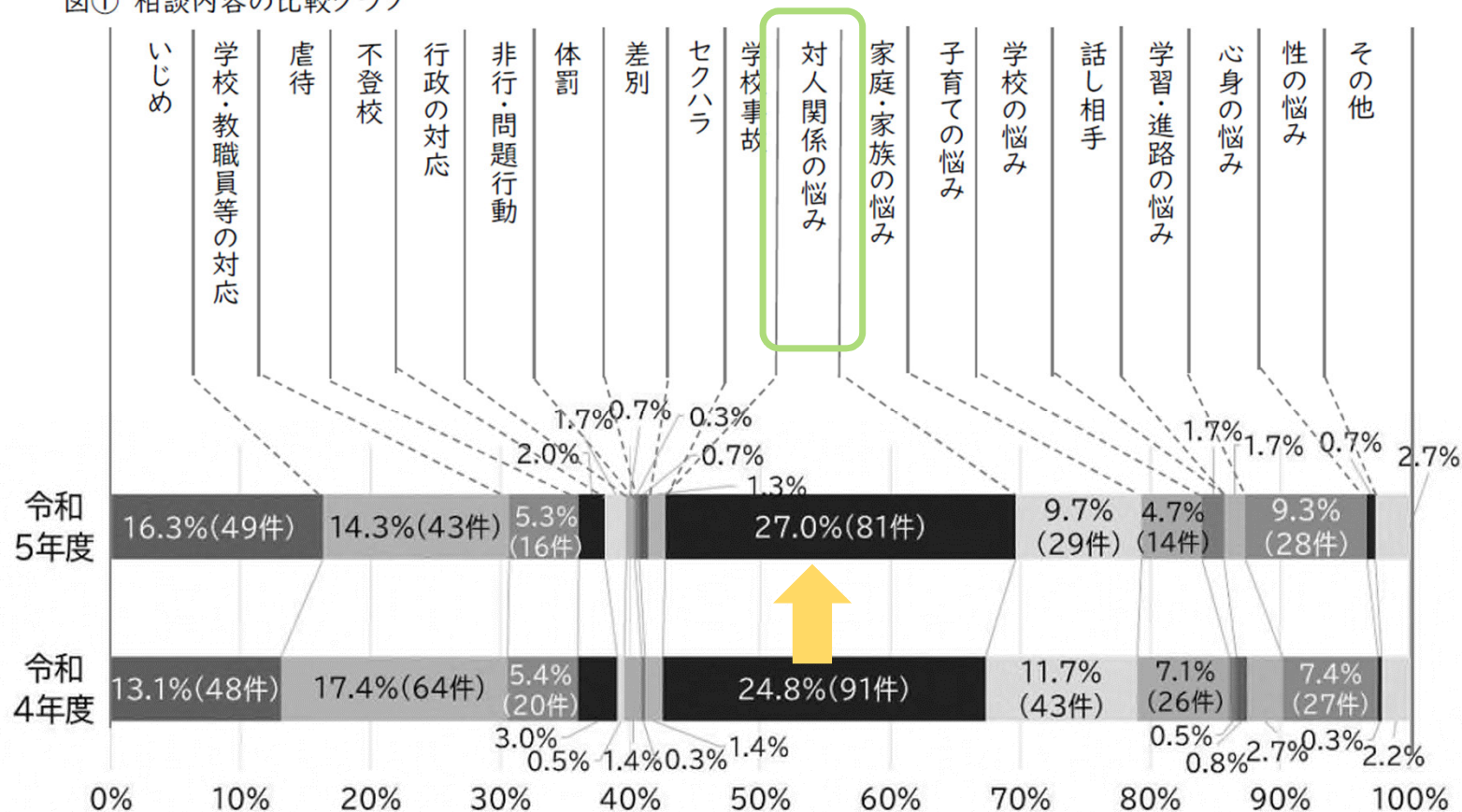
子どもの権利擁護委員5名

子どもの権利擁護調査相談員14名 ※R4年度



相談内容で多いのは「対人関係の悩み」

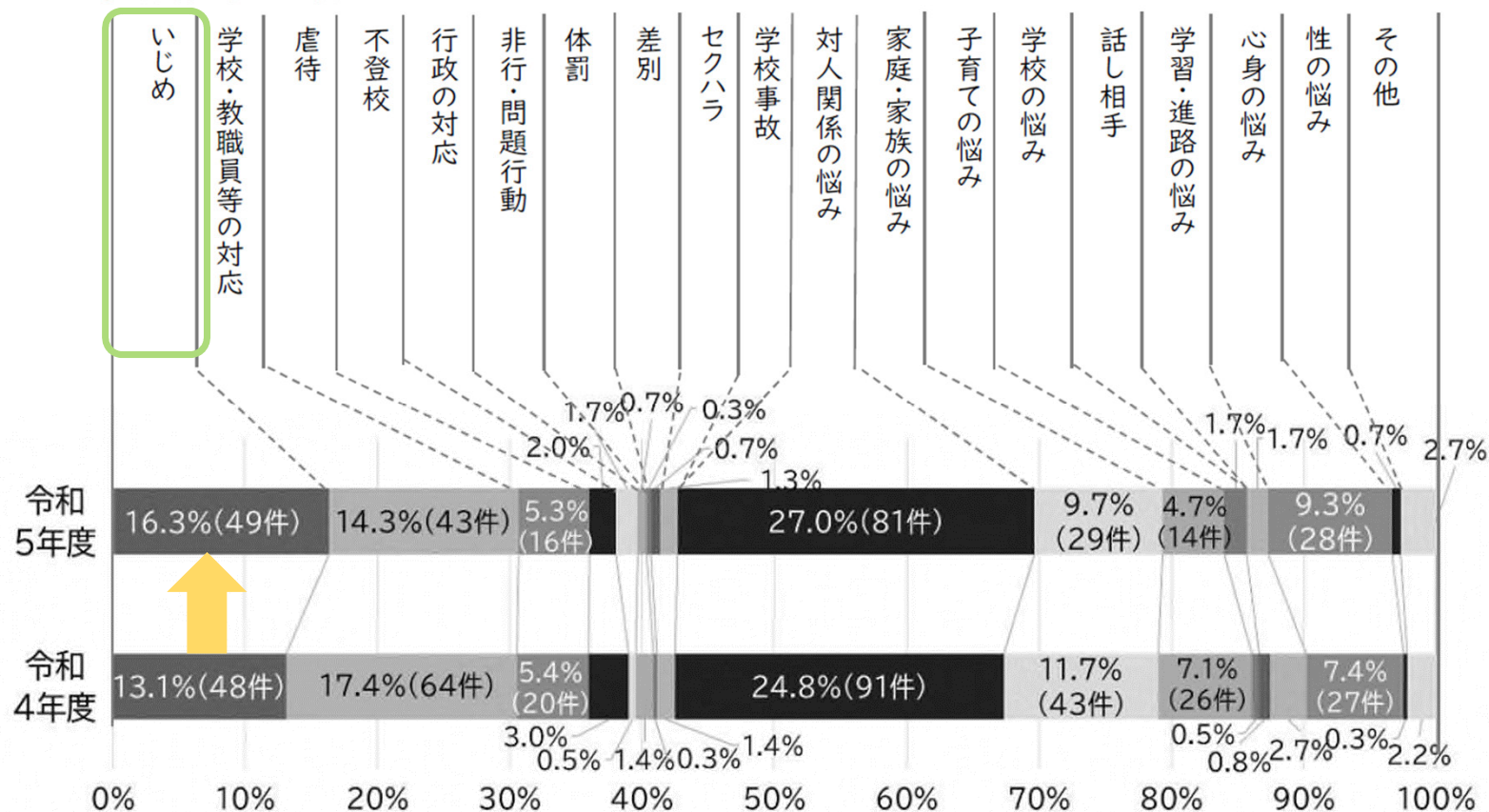
図① 相談内容の比較グラフ



報告書
p.10

「いじめ」が増加

図① 相談内容の比較グラフ

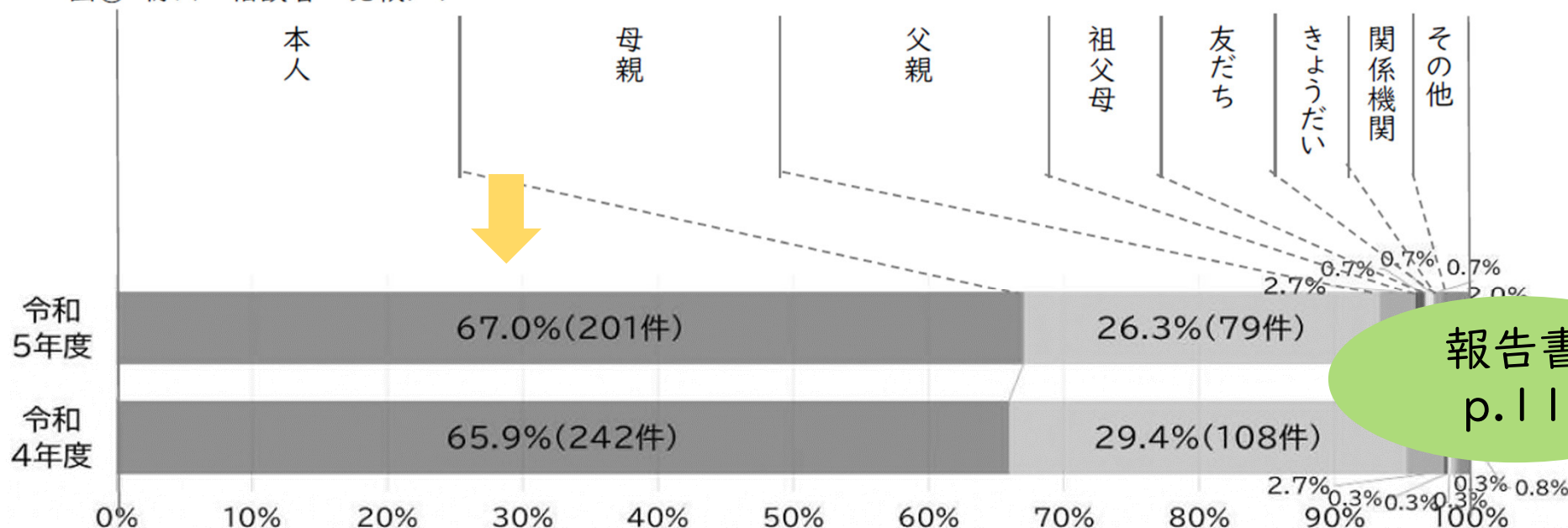


報告書
p.10

初回の相談者は子ども本人が多い

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
201 (67.0%)	79 (26.3%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	6 (2.0%)	300 (100.0%)

図② 初回の相談者の比較グラフ



報告書
p.11

せたホッととは、子どもからの相談割合が高い

自治体	子どもからの相談割合
せたホッと	65.9% (2022) → 67.0% (2023)
川西市子どもの人権オンブズパーソン (2023)	40.1%
名古屋市子どもの権利相談室(2022)	51.1%
小金井市子どもオンブズパーソン (2022)	51.7%
西東京市子どもの権利擁護委員 (2022)	38%

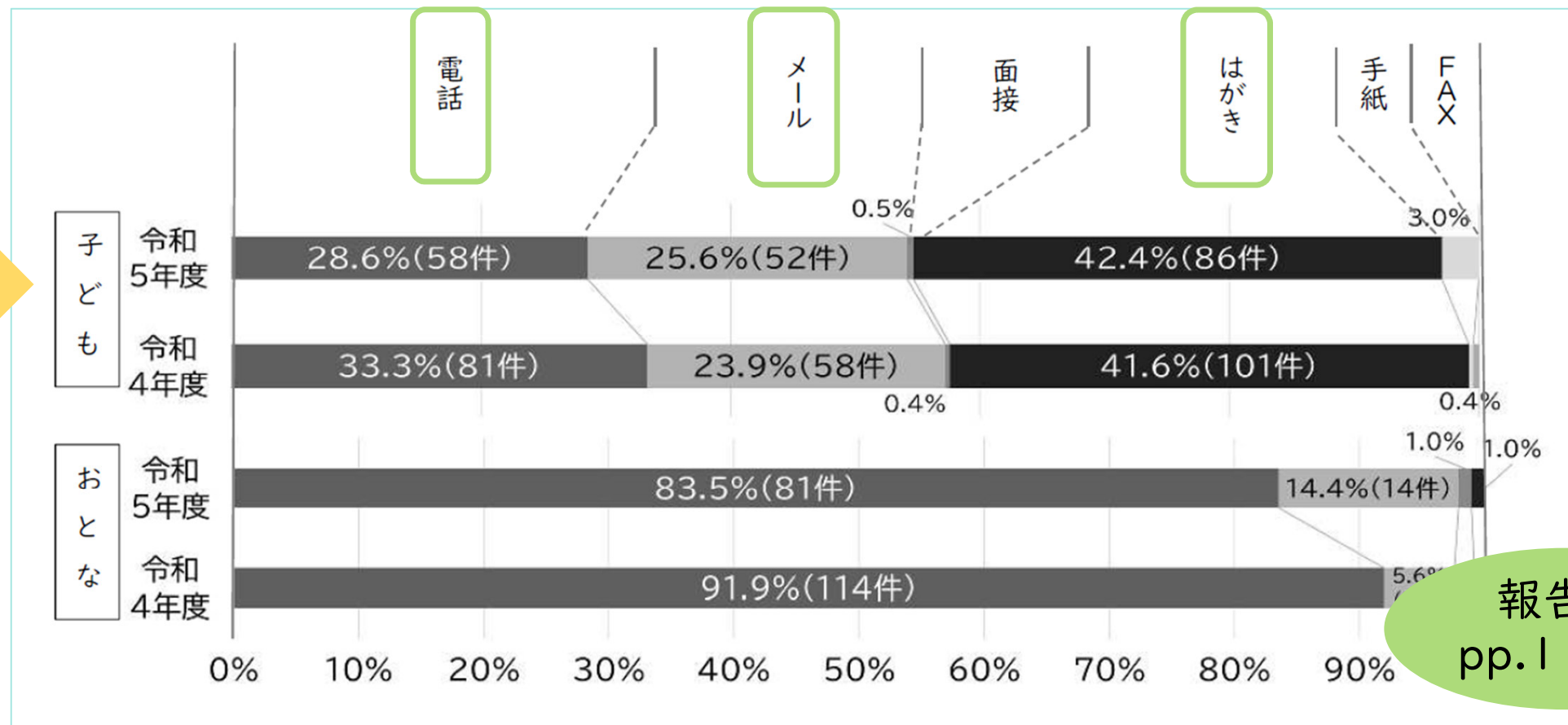


子どもとおとなでこんなにちがう相談方法

2

3

1

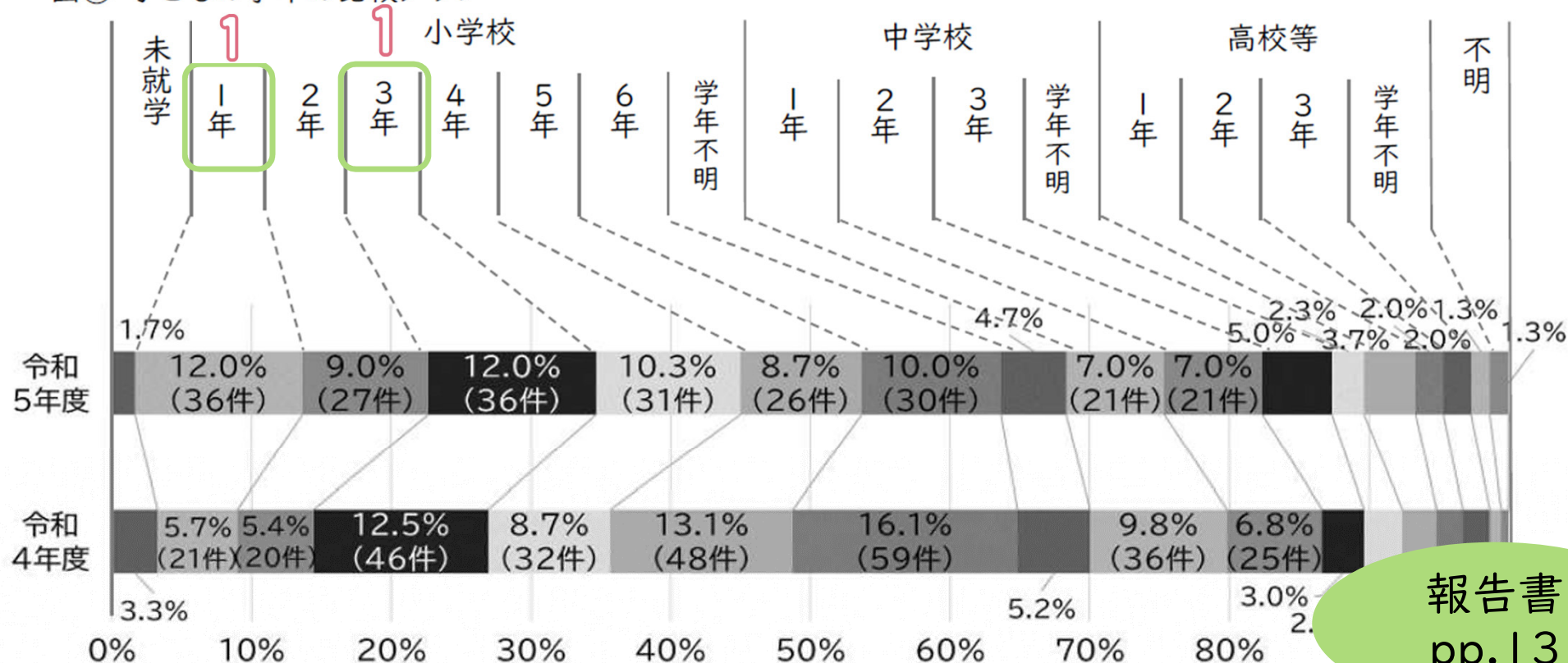


報告書
pp.11-12

小7割・中2割・高1割

小1・小3が多く
高校生世代が少ない

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



報告書
pp.13

相談者とのやりとり

- 子どもが1,390回
- おとなが1,218回
- 関係機関 603回

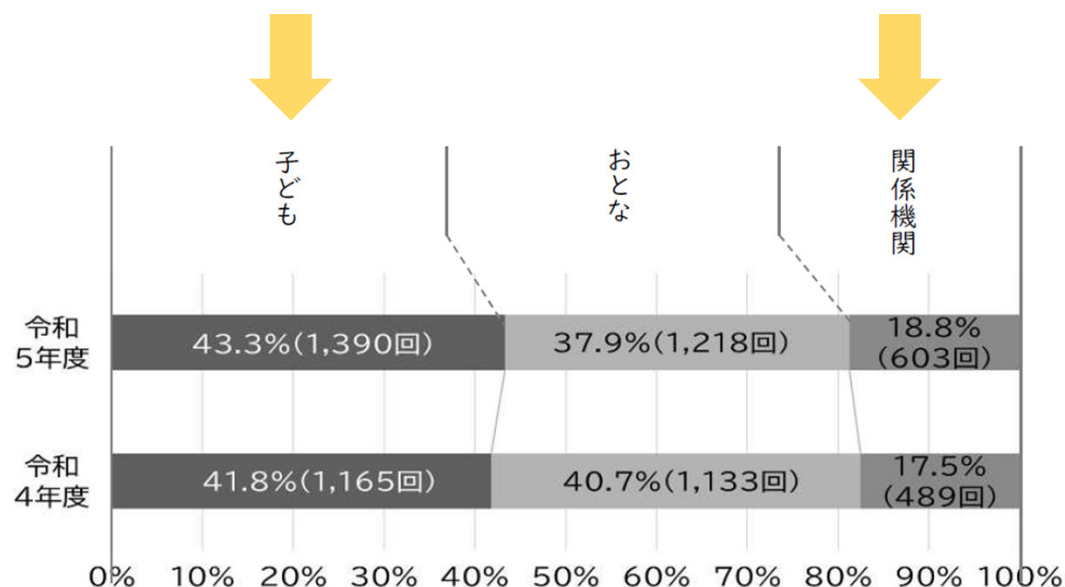
合計 3211回

子ども:「メール」「電話」「はがき」

おとな:「電話」

*子どもとの「メール」でのやりとりが増える

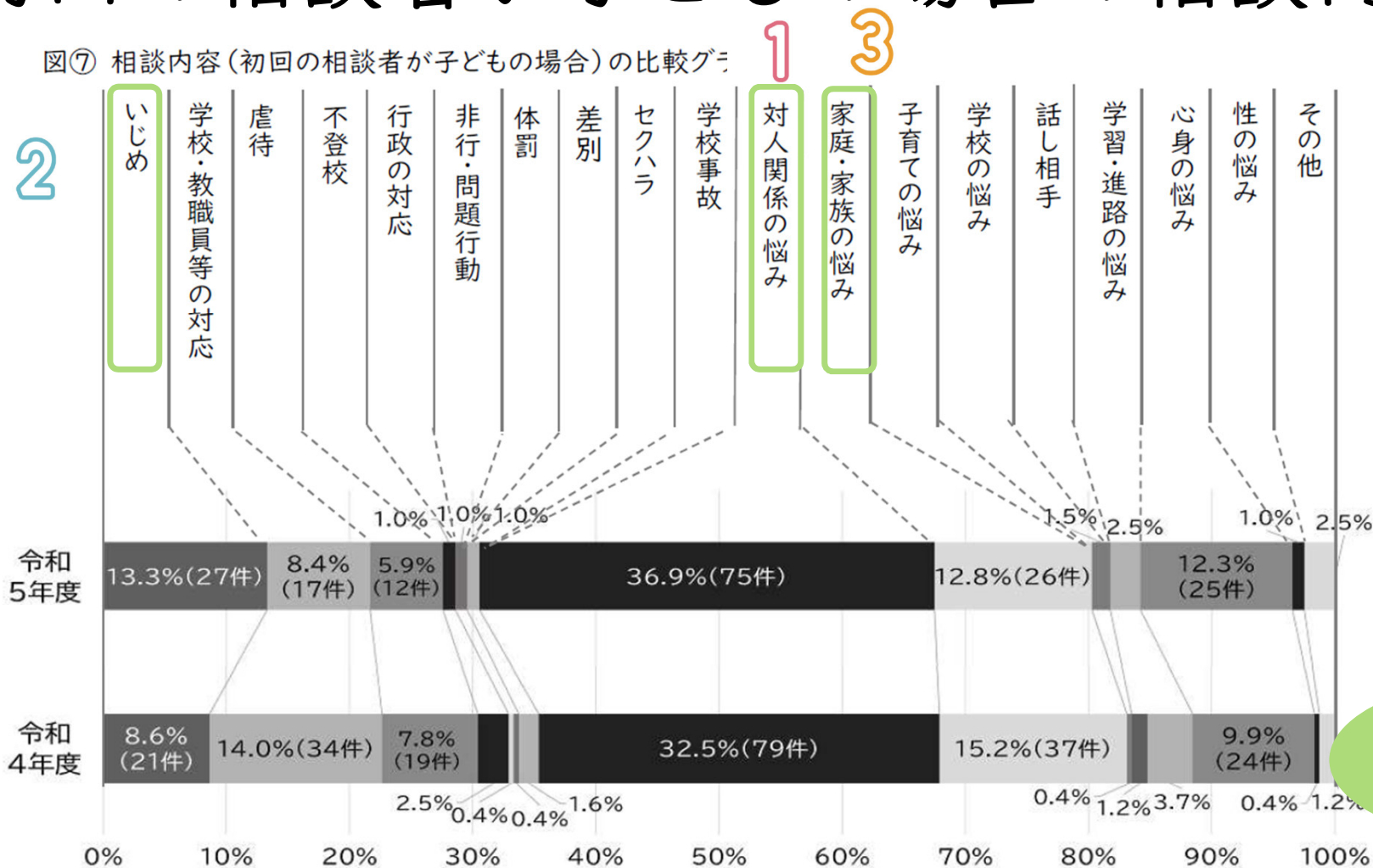
*「はがき」による相談が増え、「せたホツと」からの「手紙」が増える



報告書
p.14, 17

初回の相談者が子どもの場合の相談内容

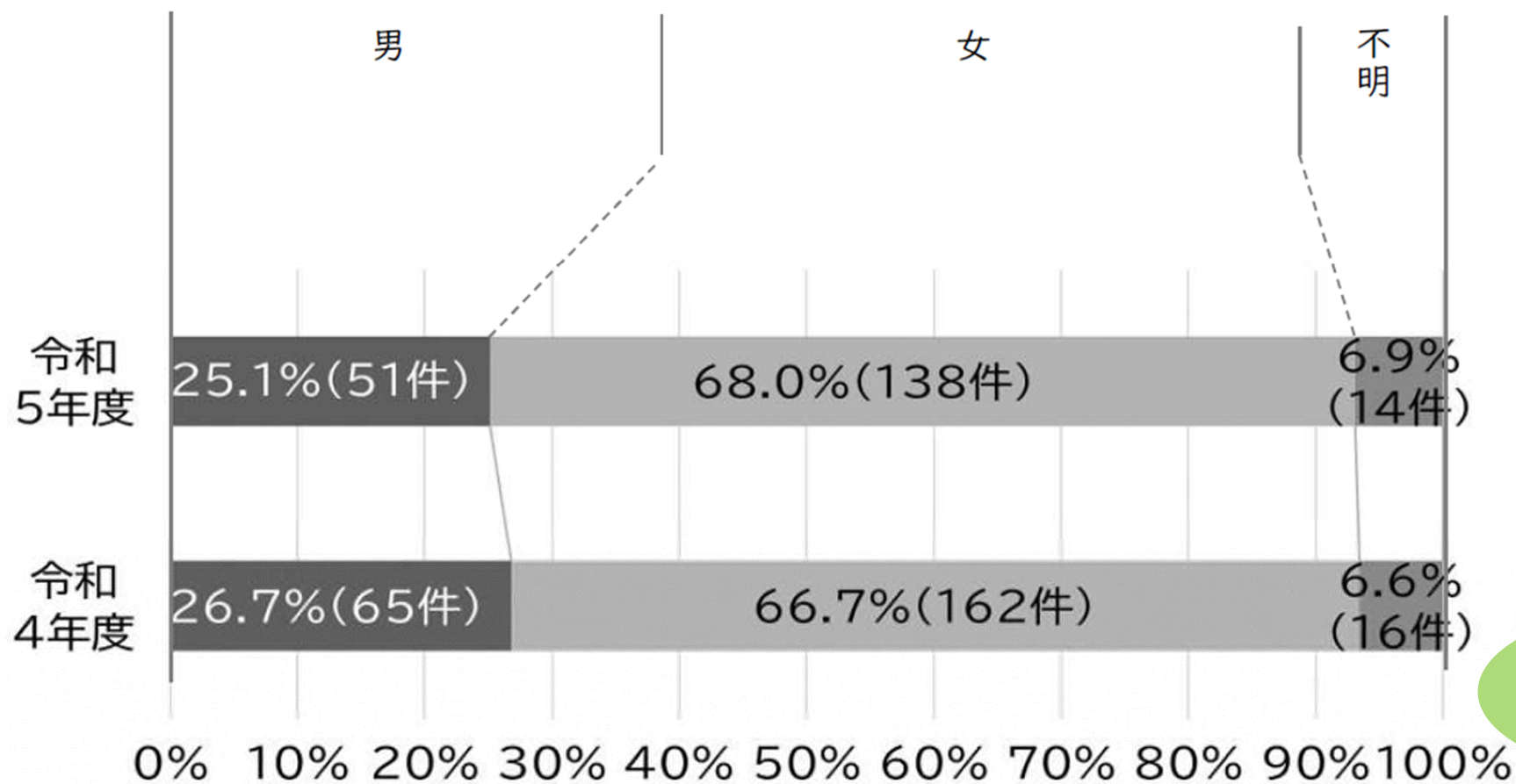
図⑦ 相談内容（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



報告書
p.15

男の子がアクセスしにくい

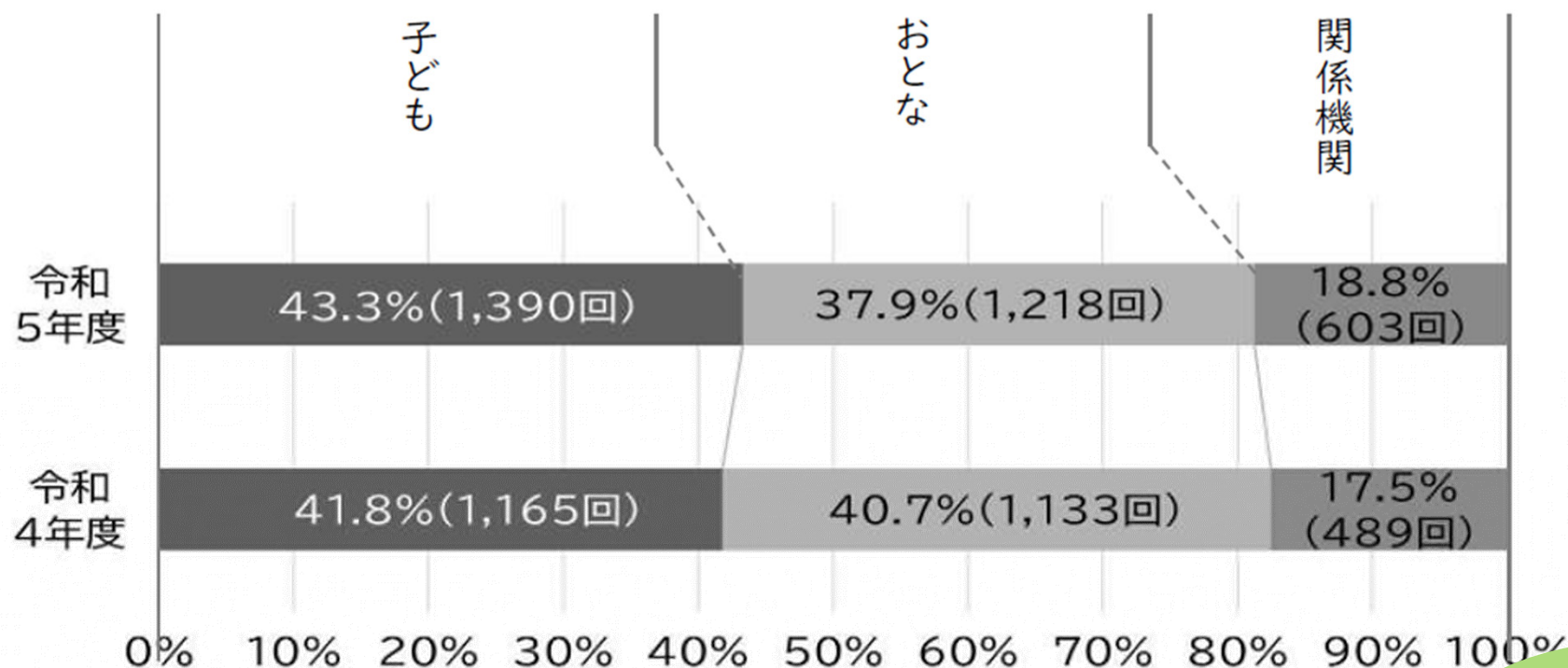
課題:相談とジェンダー



報告書
p.16

総活動回数 子ども > おとな

課題: 増加する総活動回数
(R5は3211回)

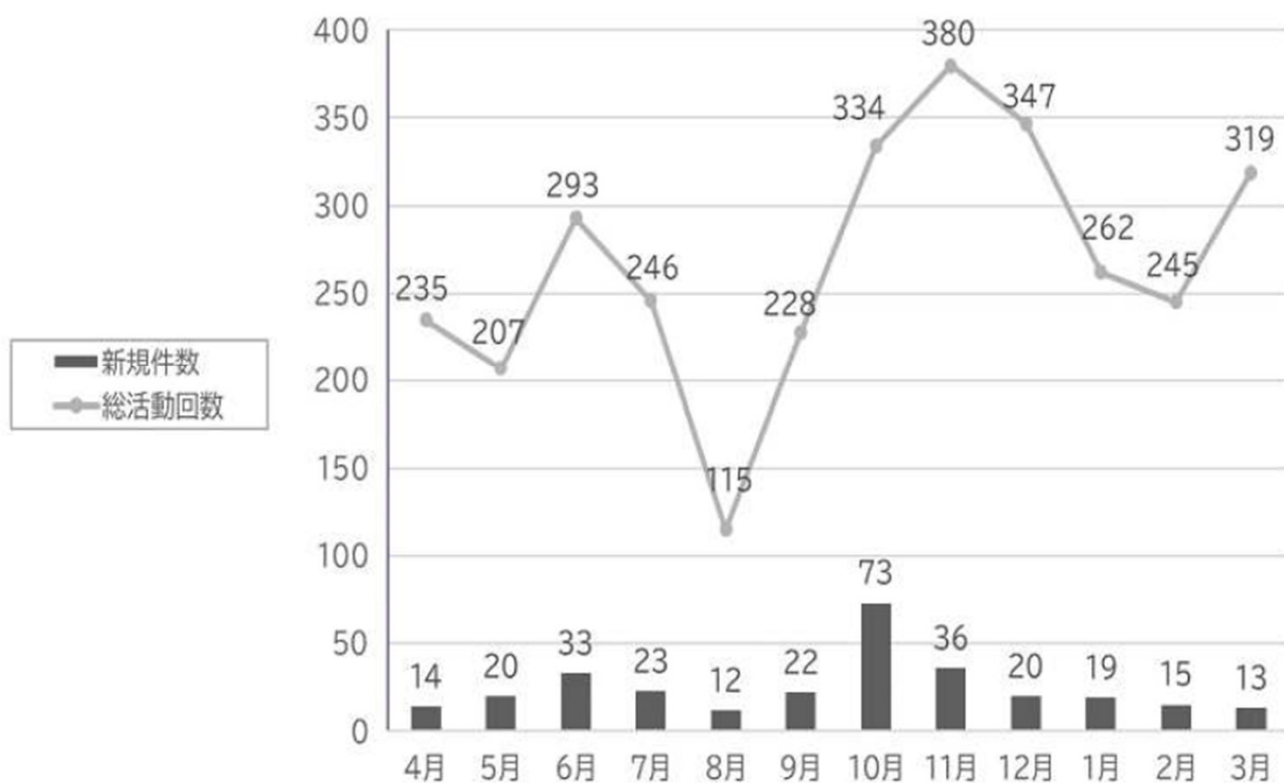


報告書
p.17

月別推移

令和5(2023)年度

パンフ・ニュースレター・はがきの
の配付→相談増



報告書
p.18

本日の流れ

1. 相談活動の状況
2. 権利の侵害を取り除くための申立て等
3. 相談方法と内容の分析

2. 権利の侵害を取り除くための申立て

令和5(2023)年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申し立てはありませんでした。

ただし、制度改善に結びついた事例があります。38ページ以降をご覧ください。

本日の流れ

1. 相談活動の状況
2. 権利の侵害を取り除くための申立て等
3. 相談方法と内容の分析

課題

- ・未就学児さんと高校生世代
- ・対人関係の悩み
- ・ジェンダー
- ・総活動回数の増加

報告書
pp.19-23

未就学児や中高生世代にフィットする方法？

表 1. 新規相談（初回の相談者が子どもの場合）のうちはがき相談の学年別内訳

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
0 (0.0%)	18 (20.9%)	14 (16.3%)	15 (17.4%)	13 (15.1%)	10 (11.6%)	5 (5.8%)	2 (2.3%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
3 (3.5%)	0 (0.0%)	4 (4.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.3%)	86 (100.0%)

スマホを持たない低学年世代からの「はがき」相談
→課題：未就学児や高校生世代にフィットする相談方法の開発

報告書
pp.19-23

増加する対人関係の悩み

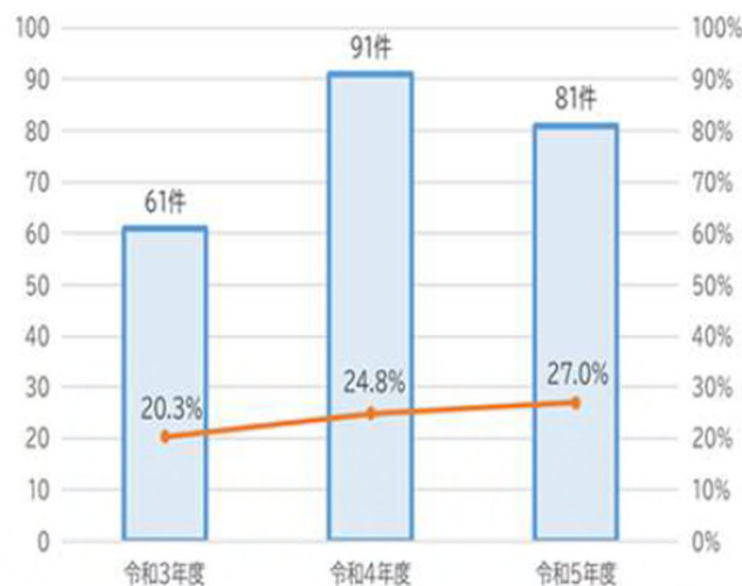


図1. 令和3年度から令和5年度までの新規件数における「対人関係の悩み」の件数と割合の推移

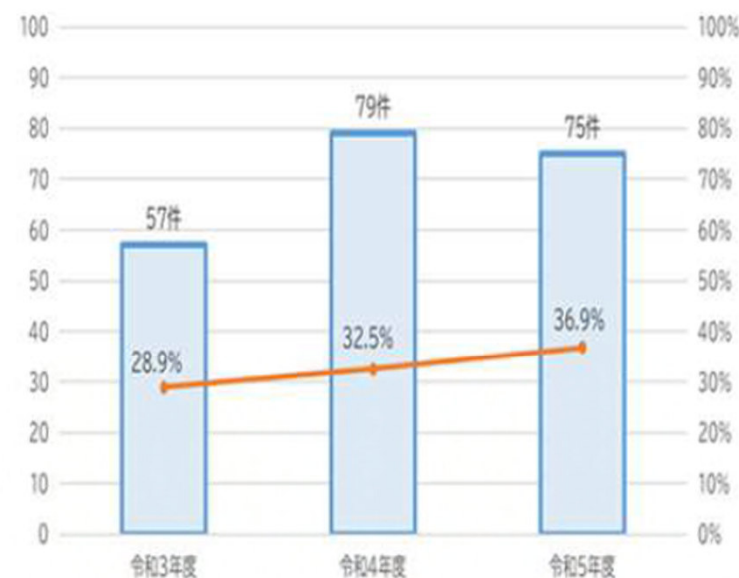


図2. 令和3年度から令和5年度までの新規件数(初回の相談者が子どもの場合)における「対人関係の悩み」の件数と割合の推移

子どもの心の内面ではなく環境との間にあつれき
登場人物の増加と「子どもの声を聴くこと」の重要性→事例で

報告書
pp.19-23

課題

- ・未就学児さんと高校生世代
- ・対人関係の悩み
- ・ジェンダー
- ・総活動回数の増加

報告書
pp.19-23



続いて、事例報告です！